

条 例

埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二号

埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例

(埼玉県衛生試験等手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県衛生試験等手数料条例(昭和二十三年埼玉県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「千八百二十円」を「千八百四十円」に、「七千二百十円」を「七千三百円」に改め、同号ロ中「六千四十円」を「六千五百十円」に改め、同号ハ(1)中「一万五千四百三十円」を「一万五千七百十円」に改め、同号ハ(2)中「六千七百七十円」を「六千八百八十円」に改め、同号ニ中「一万四千六百円」を「一万四千八百七十円」に、「三万四千六百八十円」を「三万五千二百三十円」に改め、同項第二号イ(1)中「二千百七十円」を「二千百九十円」に、「三千二百九十円」を「三千三百二十円」に改め、同号イ(2)中「四千九百四十円」を「四千九百八十円」に、「六千七百五十円」を「六千八百二十円」に改め、同号ロ(1)中「八千五百十円」を「八千二百六十円」に改め、同号ロ(2)中「二万四千九十円」を「二万四千四百四十円」に、「五万四千八十円」を「五万二千三十円」に改め、同項第三号イ中「一万千九百十円」を「一万千三百五十円」に、「二万四千七百九十円」を「二万五千九十円」に改め、同号ロ中「一万五千二百十円」を「一万五千九百十円」に改め、同項第四号イ中「千三百四十円」を「千三百五十円」に、「五千九百円」を「五千九百七十円」に改め、同号ロ(1)中「三千五百二十円」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ(2)中「三千七百八十円」を「三千八百十円」に改め、同項第五号イ中「三千三百八十円」を「三千四百円」に改め、同号ロ(1)中「四千百八十円」を「四千二百十円」に改め、同号ロ(2)中「六千五百七十円」を「六千六百十円」に改め、同号ハ(1)中「六千九十円」を「六千三百三十円」に改め、同号ハ(2)中「七千三百二十円」を「七千三百七十円」に改め、同号ニ中「九千三百円」を「九千三百八十円」に改め、同項第六号イ(1)中「千百七十円」を「千百八十円」に、「八千十円」を「八千二十円」に改め、同号イ(2)中「千二百九十円」を「千三百円」に、「四千四百九十円」を「四千五百五十円」に、「一万七百元」を「一万八百五十円」に、「二万三百二十円」を「二万五百四十円」に、「二万二千九百六十円」を「二万三千二百三十円」に、「二万二千七百九十円」を「二万三千六十円」に、「四万七千三百三十円」を「四万八千六

十円」に、「二万六千二百五十円」を「二万六千二百五十円」に、「三万百三十円」を「三万四百四十円」に、「二万三千二百円」を「二万三千五百六十円」に、「四万六千六十円」を「四万六千五百五十円」に、「二万二千六百三十円」を「二万二千八百十円」に改め、同号ロ中「千十円」を「千二十円」に、「二千六百二十円」を「二千六百四十円」に改め、同号ハ中「六千二百六十円」を「六千三百四十円」に、「二十三万九千八十円」を「二十四万二千二百円」に、「二十一万七千八百九十円」を「二十二万八百元」に改め、同号ニ(1)中「六千九百元」を「六千九百九十円」に、「六千三百円」を「六千三百八十円」に改め、同号ニ(2)中「二千七百二十円」を「二千七百五十円」に改め、同項第七号イ(1)中「六百三十円」を「六百四十円」に、「千四百五十円」を「千四百六十円」に、「三千七百六十円」を「三千八百二十円」に改め、同号イ(2)中「九百元」を「九百十円」に、「三千五百六十円」を「三千六百二十円」に、「八千七百十円」を「八千八百四十円」に改め、同号イ(3)中「三千五百九十円」を「三千六百三十円」に、「五千五百九十円」を「五千六百七十円」に、「一万五千六百七十円」を「一万五千九百三十円」に改め、同号ロ(1)中「千五百二十円」を「千五百四十円」に、「三千七十円」を「三千百二十円」に、「八千二百三十円」を「八千三百六十円」に改め、同号ロ(2)中「八千三十円」を「八千五百十円」に、「九千五百二十円」を「九千六百七十円」に、「一万七千三百四十円」を「一万七千五百八十円」に改め、同号ハ中「九千二百三十円」を「九千三百八十円」に、「二万六千二百円」を「二万九千八百八十円」に改め、同号ニ中「三万七千七百七十円」を「三万八千二百六十円」に改め、同項第八号イ中「一万三百四十円」を「一万五百円」に改め、同号ロ中「三千五百二十円」を「三千五百六十円」に改め、同号ハ中「二万二千三百九十円」を「二万二千八百三十円」に改め、同号ニ中「三万二千六百円」を「三万三千百四十円」に改め、同号ホ中「五万七千五百十円」を「五万八千六十円」に改め、同項第九号中「一万三千二百九十円」を「一万三千三百円」に改め、同項第十号中「五万七千百円」を「五万七千四百二十円」に改める。

(埼玉県保健所使用料等条例の一部改正)

第二条 埼玉県保健所使用料等条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「千五百三十円」を「千五百五十円」に改める。

(食品衛生に関する条例の一部改正)

第三条 食品衛生に関する条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「六千八百円」を「六千九百円」に改める。

(埼玉県道路占用料徴収条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

一 埼玉県道路占用料徴収条例(昭和二十八年埼玉県条例第五十七号)第三条第一項

二 行政財産の使用料に関する条例(昭和三十九年埼玉県条例第十七号)別表土地の項及び建物の項

三 埼玉県工業用水道料金徴収条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十五号)第三条第一項

四 埼玉県水道用水料金徴収条例(昭和四十三年埼玉県条例第十二号)第三条

五 埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例(平成十二年埼玉県条例第三十九号)別表第一号の表の備考第七号及び別表第二号の表の備考第五号

六 埼玉県流水占用料等徴収条例(平成十二年埼玉県条例第四十号)別表第一の備考第五号

(埼玉県都市公園条例の一部改正)

第五条 埼玉県都市公園条例(昭和三十六年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二運動施設の項中「六〇八、一四三円」を「六一九、四〇五円」に、「八、七六二円」を「八、九二五円」に、「二、〇〇六円」を「二、〇四四円」に、「七、二三五円」を「七、三六九円」に、「一、五四三円」を「一、五七二円」に、「一〇、四一〇円」を「一〇、六〇三円」に、「二、三二七円」を「二、三六〇円」に、「一二、三四三円」を「一二、五七二円」に改め、同表教養施設の項中「八、〇九九円」を「八、二四九円」に、「二、五九二円」を「二、六四〇円」に改め、同表便益施設(駐車場に限る。)の項中「四七九円」を「四八八円」に改め、同表の備考二中「千百六十一円」を「千百八十三円」に改め、同表の備考四中「二千八百七十円」を「二千九百二十四円」に改める。

別表第二第一号の表公園施設の項中「三、三五五円」を「三、四一七円」に改め、同表の備考三中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、別表第二第二号の表の備考四中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第三第三号の撮影の項中「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「三二、四〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改め、同表第六号の広告物の表示の項中「一四、八一二円」を「一五、〇八七円」に、「五二五円」を「五三五円」に改め、同表の備考二中「百分の十二・九六」を「百分の十三・二」に、「十万七千八百七十七円」を「十万九千八百七十五円」に改め、同表の備考四中「百分の五・一八四」を「百分の五・二八」に、「百分の二・五九二」を「百分の二・六四」

に改め、同表の備考五中「百分の二・五九二」を「百分の二・六四」に改め、同表の備考六中「千分の十・三六八」を「千分の十・五六」に改める。

(埼玉会館条例の一部改正)

第六条 埼玉会館条例(昭和四十一年埼玉県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

第一展示室	小ホール					大ホール					施設等の名称	利用区分	利用料金																	
	B		A			B		A																						
一日	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前															
	八、九六〇円以下	八三、四〇〇円以下	四六、四〇〇円以下	三五、六〇〇円以下	一七、九〇〇円以下	平日	六、八九〇円以下	六四、一〇〇円以下	三五、七〇〇円以下	二七、四〇〇円以下	一三、七〇〇円以下	平日	二六、七〇〇円以下	二四八、八〇〇円以下	一三八、七〇〇円以下	一〇六、六〇〇円以下	五三、四〇〇円以下	平日	二〇、五〇〇円以下	一九一、三〇〇円以下	一〇六、七〇〇円以下	八二、〇〇〇円以下	四一、〇〇〇円以下	平日	二七、七〇〇円以下	二五八、五〇〇円以下	一四四、〇〇〇円以下	一一〇、七〇〇円以下	五五、四〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日
九、七二〇円以下	一二、〇〇〇円以下	一一二、四〇〇円以下	六二、六〇〇円以下	四八、一〇〇円以下	二四、一〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	九、二九〇円以下	八六、五〇〇円以下	四八、二〇〇円以下	三七、〇〇〇円以下	一八、五〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	三六、〇〇〇円以下	三三六、一〇〇円以下	一八七、二〇〇円以下	一四四、〇〇〇円以下	七二、一〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	二七、七〇〇円以下	二五八、五〇〇円以下	一四四、〇〇〇円以下	一一〇、七〇〇円以下	五五、四〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	二七、七〇〇円以下	二五八、五〇〇円以下	一四四、〇〇〇円以下	一一〇、七〇〇円以下	五五、四〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日

第七会議室	第六会議室	第五会議室	第四会議室	第三会議室	第二会議室	第一会議室	第三展示室	第二展示室	
一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	延長一時間 一日	延長一時間 一日	延長一時間
一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下	一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下	一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	一五、九〇〇円以下 八、八五〇円以下 六、六七〇円以下 三、三三〇円以下	一九、七〇〇円以下 一〇、八〇〇円以下 八、二七〇円以下 四、二一〇円以下	八、二九〇円以下 三四、七〇〇円以下	二、五八〇円以下 一〇、八〇〇円以下	二、三二〇円以下

	第十五会議室	第十四会議室	第十三会議室	第十二会議室	第十一会議室	第十会議室	第九会議室	第八会議室
午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前
	二、七五〇円以下 三八、〇〇〇円以下 一九、五〇〇円以下 一五、三〇〇円以下 八、六七〇円以下	一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下	一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	三八、〇〇〇円以下 一九、五〇〇円以下 一五、三〇〇円以下 八、六七〇円以下	三八、〇〇〇円以下 一九、五〇〇円以下 一五、三〇〇円以下 八、六七〇円以下	一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下	一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下

第九樂屋	第八樂屋	第七樂屋	第六樂屋	第五樂屋	第四樂屋	第三樂屋
午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	夜間 一日 超過一時間
一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 三、六三〇円以下 七二〇円以下	一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 三、六三〇円以下 七二〇円以下	一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 三、六三〇円以下 七二〇円以下	一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 三、六三〇円以下 七二〇円以下	一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 一、四五〇円以下 三、六三〇円以下 七二〇円以下	一、四五〇円以下 二、四六〇円以下 二、四六〇円以下 六、〇九〇円以下 一、二三〇円以下	一、七四〇円以下 四、五〇〇円以下 八七〇円以下

場	使用する場合					
近的弓道場	四、四〇〇	五、〇二〇	四、四〇〇	八、四八〇	九、四二〇	一一、四六〇
遠的弓道場	四、四〇〇	五、〇二〇	四、四〇〇	八、四八〇	九、四二〇	一一、四六〇
屋外相撲場	二、九三〇	三、三五〇	二、九三〇	五、六五〇	六、二八〇	八、二七〇
屋内相撲場	二、九三〇	三、三五〇	二、九三〇	五、六五〇	六、二八〇	八、二七〇
第一会議室	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	二、二〇〇	二、四一〇	三、二四〇
第二会議室	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	二、二〇〇	二、四一〇	三、二四〇
第三会議室	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	二、二〇〇	二、四一〇	三、二四〇

別表第二号1の表中「二五〇」を「二六〇」に改める。

別表第三号の表放送室の項中「七、四〇〇」を「七、五四〇」に改め、同表浴室の項中「三、〇八〇」を「三、一四〇」に改める。

(埼玉県秩父高原牧場条例の一部改正)

第八条 埼玉県秩父高原牧場条例(昭和四十八年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「五一〇円」を「五二〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に改める。

別表第二中「五、一〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

(埼玉県立嵐山郷条例の一部改正)

第九条 埼玉県立嵐山郷条例(昭和五十年埼玉県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一診断書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表証明書の項及び身体検査書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改める。

(埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第十条 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例(昭和五十六年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一診療及び検査の項第三号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。
別表第二診断書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表証明書の項及び身体検査書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改める。

(埼玉県立近代美術館条例の一部改正)

第十一条 埼玉県立近代美術館条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

別表第三中「三三、四八〇円」を「三四、一〇〇円」に、「一二、九六〇円」を「一三、二〇〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

(埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部改正)

第十二条 埼玉県立障害者歯科診療所条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改める。

(埼玉県民健康福祉村条例の一部改正)

第十三条 埼玉県民健康福祉村条例(昭和六十二年埼玉県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表屋内プールの項中「八七〇」を「八九〇」に、「四三〇」を「四四〇」に、「一、九八〇」を「二、〇二〇」に、「一、五四〇」を「一、五七〇」に改め、同表トレーニング室の項中「七五〇」を「七七〇」に、「三七〇」を「三八〇」に、「一、八六〇」を「一、九〇〇」に、「一、四八〇」を「一、五一〇」に改め、同表屋内プール及びトレーニング室(一括利用)の項中「一、二五〇」を「一、二七〇」に、「六二〇」を「六三〇」に、「二、三六〇」を「二、四〇〇」に、「一、七三〇」を「一、七六〇」に改め、別表第二号の表テニス場(一面)の項中「六二〇」を「六三〇」に改め、同表ソフトボール場の項中「五二〇」を「五三〇」に改め、同表多目的運動場の項中「一、一八〇」を「一、二一〇」に改め、別表第三号の表中「二五〇」を「二六〇」に改める。

(埼玉県産業文化センター条例の一部改正)

第十四条 埼玉県産業文化センター条例(昭和六十二年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称		利用区分					利用料金
A							
平日							
超過一時間	一日	夜間	午後	午前			
九八、五〇〇円以下	七七八、〇〇〇円以下	四〇九、三〇〇円以下	三四九、八〇〇円以下	一九四、四〇〇円以下			

小ホール														大ホール																	
B							A							B																	
日曜日・		平日					休日		土曜日・		日曜日・			平日				休日		土曜日・			日曜日・								
午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前					
六三、七〇〇円以下	三一、八〇〇円以下	一七、二〇〇円以下	一三六、四〇〇円以下	七二、五〇〇円以下	五八、〇〇〇円以下	二九、〇〇〇円以下	三一、八〇〇円以下	二五二、五〇〇円以下	一三四、八〇〇円以下	一〇七、三〇〇円以下	五三、六〇〇円以下	二一、六〇〇円以下	一七七、〇〇〇円以下	九四、二〇〇円以下	七五、三〇〇円以下	三七、五〇〇円以下	七六、八〇〇円以下	六〇五、四〇〇円以下	三一七、八〇〇円以下	二七二、八〇〇円以下	一五〇、八〇〇円以下	六九、五〇〇円以下	五四四、三〇〇円以下	二八六、〇〇〇円以下	二四五、二〇〇円以下	一三六、四〇〇円以下	一〇八、七〇〇円以下	八六五、一〇〇円以下	四五四、三〇〇円以下	三八八、九〇〇円以下	二一六、二〇〇円以下

第一樂屋 - 1)					第三練習室					第二練習室					第一練習室					リハーサル室												
C					超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	D					C					休日	土曜日・ 夜間	
超過一時間	一日	夜間	午後	午前																超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前			超過一時間
一、七二〇円以下	八、七一〇円以下	三、四六〇円以下	三、四六〇円以下	三、四六〇円以下	八五〇円以下	四、〇四〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	七、九七〇円以下	三、一八〇円以下	三、一八〇円以下	三、一八〇円以下	三、〇四〇円以下	一五、二一〇円以下	六、〇八〇円以下	六、〇八〇円以下	六、〇八〇円以下	四、六〇〇円以下	二二、六二〇円以下	八、九七〇円以下	八、九七〇円以下	八、九七〇円以下	二、三〇〇円以下	一一、三一〇円以下	四、四八〇円以下	四、四八〇円以下	四、四八〇円以下	一八、七〇〇円以下	一五〇、八〇〇円以下	八一、〇〇〇円以下

第四樂屋 (個室) (1-1)						第三樂屋 (B-3)						第二樂屋 (B-2)						(B)														
		C				D				C				D				C			D											
午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前						
四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	一、一四〇円以下	五、五〇〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、二八〇円以下	一一、〇〇〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	一、一四〇円以下	五、五〇〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	一、一二〇円以下	五、八〇〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	五六〇円以下	二、九〇〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	三、四四〇円以下	一七、四二〇円以下	六、九二〇円以下	六、九二〇円以下	六、九二〇円以下

第七樂屋 (個室) (1-4)				第六樂屋 (個室) (1-3)				第五樂屋 (個室) (1-2)									
D		C		D		C		D		C		D					
一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	
八、〇八〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	八五〇円以下	四、〇四〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、七〇〇円以下	八、〇八〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	二、二八〇円以下	一、〇〇〇円以下	四、三二〇円以下

第十樂屋 (1 - 7)						第九樂屋 (1 - 6)						第八樂屋 (1 - 5)																				
D			C			D			C			D			C																	
午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間						
四、〇四〇円以下	一、四二〇円以下	六、六二〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	七一〇円以下	三、三一〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、一二〇円以下	五、八〇〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	五六〇円以下	二、九〇〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	八二〇円以下	四、三二〇円以下	一、七〇〇円以下	一、七〇〇円以下	一、七〇〇円以下	四一〇円以下	二、一六〇円以下	八五〇円以下	八五〇円以下	八五〇円以下	一、七〇〇円以下

			第十三樂屋 (2-3)									第十二樂屋 (2-2)						第十一樂屋 (2-1)														
C			D			C			D			C			D			C														
夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後						
七一〇円以下	七一〇円以下	七一〇円以下	一、四二〇円以下	七、二四〇円以下	二、八八〇円以下	二、八八〇円以下	二、八八〇円以下	七、二四〇円以下	三、六二〇円以下	一、四四〇円以下	一、四四〇円以下	一、四四〇円以下	一、四二〇円以下	六、六二〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	七、二四〇円以下	三、三一〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	四、〇四〇円以下	二〇、三〇〇円以下	八、〇八〇円以下	八、〇八〇円以下	八、〇八〇円以下	二、〇二〇円以下	一〇、一五〇円以下	四、〇四〇円以下	四、〇四〇円以下

附属設備	国際会議室	第十四楽屋 (2-4)							
		D						超過一時間	一日
	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	一、八七〇円以下	
	一日	三、七四〇円以下	一、四二〇円以下	一、四二〇円以下	六九、五〇〇円以下	八二〇円以下	四一〇円以下		
	夜間	一、四二〇円以下	九四、二〇〇円以下	七六、八〇〇円以下	二〇八、九〇〇円以下	二七、四〇〇円以下	規則で定める額以下		
	午後	九四、二〇〇円以下	七六、八〇〇円以下	二〇八、九〇〇円以下	二七、四〇〇円以下	規則で定める額以下			
	午前	六九、五〇〇円以下	二〇八、九〇〇円以下	二七、四〇〇円以下	規則で定める額以下				
	夜間	七六、八〇〇円以下	二〇八、九〇〇円以下	二七、四〇〇円以下	規則で定める額以下				
	超過一時間	八二〇円以下	規則で定める額以下						

(埼玉県農林公園条例の一部改正)

第十五条 埼玉県農林公園条例(昭和六十三年埼玉県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一研修室の項中「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「七、三七〇円」を「七、五一〇円」に改め、同表第二研修室の項中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に改め、同表調理実習室の項中「一、六八〇円」を「一、七一〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に改め、同表木工工作室の項中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に改める。

(埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例の一部改正)

第十六条 埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、〇五七円」を「二、〇九五円」に改め、同表二の項中「一、九五四円」を「一、九九〇円」に改める。
(埼玉県県民活動総合センター条例の一部改正)

第十七条 埼玉県県民活動総合センター条例(平成二年埼玉県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

施設の名称等	区分	利用料金の上限額(円)							
	午	前	午	後	夜	間	一	日	超過三十分

室	第五セミナー		室	第四セミナー		室	第三セミナー		室	第二セミナー		室	第一セミナー		ホール	第二セミナー		ホール	第一セミナー		ル室	第二リハーサル室		ル室	第一リハーサル室		第六楽屋		第五楽屋		第四楽屋		第三楽屋		第二楽屋		第一楽屋		小ホール	
	B	A		B	A		B	A		B	A		B	A		B	A		B	A		B	A		B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
二、三六〇	一、八二〇	一、二八〇	九九〇	一、〇六〇	八三〇	一、二八〇	九九〇	一、〇六〇	八三〇	六、二六〇	四、八二〇	六、二六〇	四、八二〇	一、八〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇	六八〇	五二〇	六八〇	五二〇	六八〇	五二〇	六八〇	五二〇	六八〇	五二〇	六八〇	五二〇	六八〇	五二〇	六八〇	五二〇	六八〇	五二〇	一六、三〇〇	一二、六〇〇	一三、六〇〇	一〇、五〇〇	
三、二三〇	二、四九〇	一、九二〇	一、四九〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、九二〇	一、四九〇	一、五〇〇	一、一六〇	八、八五〇	六、八一〇	八、八五〇	六、八一〇	二、七三〇	二、一〇〇	二、七三〇	二、一〇〇	一、一二〇	八七〇	一、一二〇	八七〇	一、一二〇	八七〇	一、一二〇	八七〇	一、一二〇	八七〇	一、一二〇	八七〇	一、一二〇	八七〇	二七、三〇〇	二一、〇〇〇	二二、七〇〇	一七、五〇〇					
三、二三〇	二、四九〇	一、九二〇	一、四九〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、九二〇	一、四九〇	一、五〇〇	一、一六〇	八、八五〇	六、八一〇	八、八五〇	六、八一〇	二、七三〇	二、一〇〇	二、七三〇	二、一〇〇	一、一二〇	八七〇	一、一二〇	八七〇	一、一二〇	八七〇	一、一二〇	八七〇	一、一二〇	八七〇	一、一二〇	八七〇	一、一二〇	八七〇	二七、三〇〇	二一、〇〇〇	二二、七〇〇	一七、五〇〇					
七、五五〇	五、八二〇	四、三一〇	三、三二〇	三、四三〇	二、六六〇	四、三一〇	三、三二〇	三、四三〇	二、六六〇	二〇、二〇〇	一五、六〇〇	二〇、二〇〇	一五、六〇〇	六、一五〇	四、七三〇	六、一五〇	四、七三〇	二、五〇〇	一、九三〇	二、五〇〇	一、九三〇	二、五〇〇	一、九三〇	二、五〇〇	一、九三〇	二、五〇〇	一、九三〇	二、五〇〇	一、九三〇	二、五〇〇	一、九三〇	六〇、四〇〇	四六、五〇〇	五〇、三〇〇	三八、七〇〇					
四七〇	三六〇	二七〇	二〇〇	二一〇	一六〇	二七〇	二〇〇	二一〇	一六〇	一、二八〇	九九〇	一、二八〇	九九〇	三八〇	三〇〇	三八〇	三〇〇	一四〇	一一〇	一四〇	一一〇	一四〇	一一〇	一四〇	一一〇	一四〇	一一〇	一四〇	一一〇	一四〇	一一〇	一四〇	三、七四〇	二、八八〇	三、一一〇	二、三九〇				

第五準備室		第四準備室		第三準備室		第二準備室		第一準備室		第十七セミナ		第十六セミナ		第十五セミナ		第十四セミナ		第十三セミナ		第十二セミナ		第十一セミナ		第十セミナ		第九セミナ		第八セミナ		第七セミナ		第六セミナ			
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	四、七四〇	三、六五〇	三、〇一〇	二、三二〇	三、〇一〇	二、三二〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	四、七四〇	三、六五〇	三、〇一〇	二、三二〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	一、八二〇	二、三六〇
一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	六、六九〇	五、一五〇	四、三一〇	三、三二〇	四、三一〇	三、三二〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	六、六九〇	五、一五〇	四、三一〇	三、三二〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	二、四九〇	三、二三〇
一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	六、六九〇	五、一五〇	四、三一〇	三、三二〇	四、三一〇	三、三二〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	六、六九〇	五、一五〇	四、三一〇	三、三二〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	二、四九〇	三、二三〇
三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	一五、二〇〇	一一、八〇〇	九、九四〇	七、六五〇	九、九四〇	七、六五〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	五、八二〇	一五、二〇〇	一一、八〇〇	九、九四〇	七、六五〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	五、八二〇	五、八二〇	七、五五〇
二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	九七〇	七五〇	六一〇	四八〇	六一〇	四八〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	九七〇	七五〇	六一〇	四八〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	三六〇	四七〇

第三会議室		第二会議室		第一会議室		音楽スタジオ		料理研修室		手芸制作室		絵画制作室		陶芸制作室		工芸制作室		第二研修室		第一研修室		研修室		第三パソコン		研修室		第二パソコン		研修室		第一パソコン		オ		視聴覚スタジオ		第七準備室		第六準備室					
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
二、三六〇	一、八二〇	五、一七〇	三、九九〇	四、七四〇	三、六五〇	三、四二〇	二、六四〇	三、四二〇	二、六四〇	二、二一〇	一、七一〇	二、二一〇	一、七一〇	二、二一〇	一、七一〇	二、二一〇	一、七一〇	二、二一〇	一、七一〇	四、七四〇	三、六五〇	一、七〇〇	一、三二〇	三、〇一〇	二、三二〇	五、六〇〇	四、三二〇	一、五〇〇	一、一六〇	七、九九〇	六、一五〇	四一〇	三三〇	一、〇六〇	八三〇										
三、四三〇	二、六六〇	七、七七〇	五、九八〇	七、一一〇	五、四八〇	四、九六〇	三、八二〇	四、九六〇	三、八二〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	六、六九〇	五、一五〇	二、三六〇	一、八二〇	四、三一〇	三、三二〇	七、九九〇	六、一五〇	二、一四〇	一、六六〇	一一、四〇〇	八、八一〇	八四〇	六六〇	一、五〇〇	一、一六〇												
三、四三〇	二、六六〇	七、七七〇	五、九八〇	七、一一〇	五、四八〇	四、九六〇	三、八二〇	四、九六〇	三、八二〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	六、六九〇	五、一五〇	二、三六〇	一、八二〇	四、三一〇	三、三二〇	七、九九〇	六、一五〇	二、一四〇	一、六六〇	一一、四〇〇	八、八一〇	八四〇	六六〇	一、五〇〇	一、一六〇												
七、七七〇	五、九八〇	一七、二〇〇	一三、三〇〇	一五、五〇〇	一一、九〇〇	一一、三〇〇	八、七一〇	一一、三〇〇	八、七一〇	七、三六〇	五、六七〇	七、三六〇	五、六七〇	七、三六〇	五、六七〇	七、三六〇	五、六七〇	一五、二〇〇	一一、八〇〇	五、六〇〇	四、三二〇	九、九四〇	七、六五〇	一八、二〇〇	一四、一〇〇	四、九六〇	三、八二〇	二六、二〇〇	二〇、二〇〇	一、七〇〇	一、三二〇	三、四三〇	二、六六〇												
五〇〇	三八〇	一、一一〇	八五〇	一、〇一〇	七八〇	七一〇	五五〇	七一〇	五五〇	四六〇	三五〇	四六〇	三五〇	四六〇	三五〇	四六〇	三五〇	九七〇	七五〇	三四〇	二七〇	六一〇	四八〇	一、一六〇	九〇〇	三〇〇	二四〇	一、六五〇	一、二七〇	一〇〇	八〇	二一〇	一六〇												

茶室	和室		第六会議室		第五会議室		第四会議室		
	B	A	B	A	B	A	B	A	
六八〇	五二〇	一、〇一〇	七九〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	二、三六〇	一、八二〇
一、〇一〇	七九〇	一、五三〇	一、一八〇	一、七〇〇	一、三二〇	一、七〇〇	一、三二〇	三、四三〇	二、六六〇
一、〇一〇	七九〇	一、五三〇	一、一八〇	一、七〇〇	一、三二〇	一、七〇〇	一、三二〇	三、四三〇	二、六六〇
二、五六〇	一、九八〇	三、九二〇	三、〇三〇	三、八七〇	二、九九〇	三、八七〇	二、九九〇	七、七七〇	五、九八〇
一四〇	一一〇	二一〇	一六〇	二四〇	一八〇	二四〇	一八〇	五〇〇	三八〇

別表第一号の表の備考六中「三千百七十円」を「三千二百三十円」に改め、別表第二号の表中表の部分の部分を次のように改める。

施設の名	区分	利用料金の上限額(円)												
		一面		一面		全面		全面						
		B	A	B	A	B	A	B	A					
トレーニング室	一人一回	一、八八〇	一、四六〇	二、六五〇	二、〇五〇	三、四一〇	二、六三〇	六、六五〇	五、一二〇	午前	午後	夜間	一日	超過三十分
テニスコート	一面	一、八八〇	一、四六〇	二、六五〇	二、〇五〇	三、四一〇	二、六三〇	六、六五〇	五、一二〇	午前	午後	夜間	一日	超過三十分
運動場	一面	二、四六〇	一、九〇〇	三、六〇〇	二、七八〇	五、三二〇	四、一〇〇	一〇、六〇〇	八、二〇〇	午前	午後	夜間	一日	超過三十分
体育館	全面	二、四六〇	一、九〇〇	三、六〇〇	二、七八〇	五、三二〇	四、一〇〇	一〇、六〇〇	八、二〇〇	午前	午後	夜間	一日	超過三十分
		二、四六〇	一、九〇〇	三、六〇〇	二、七八〇	五、三二〇	四、一〇〇	一〇、六〇〇	八、二〇〇	午前	午後	夜間	一日	超過三十分
		四、一八〇	三、二二〇	五、八八〇	四、五四〇	一〇、六〇〇	八、二〇〇	二一、二〇〇	一六、四〇〇	午前	午後	夜間	一日	超過三十分
		三六〇	二八〇	五二〇	四〇〇	七四〇	五七〇	一、四七〇	一、一四〇	午前	午後	夜間	一日	超過三十分
		二五〇								午前	午後	夜間	一日	超過三十分

別表第三号の表中「四、一九〇」を「四、二七〇」に、「五、四五〇」を「五、五五〇」に、「二、九三〇」を「二、九八〇」に、「三、八〇〇」を「三、八七〇」に改め、同表の備考四中「千二十円」を「千四十円」に改める。

(埼玉県自然学習センター条例の一部改正)

第十八条 埼玉県自然学習センター条例(平成四年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用料金		
	午前	午後	一日
講義室	一、〇五〇円以下	一、四七〇円以下	二、二〇〇円以下

		中稽古場一					大稽古場					映像ホール					音楽ホール																
午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	B					A					B					A						
												超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日
												五、八二〇円以下	五三、〇〇〇円以下	二七、四〇〇円以下	二一、二〇〇円以下	一一、六六〇円以下	平日	二、九一〇円以下	二六、五〇〇円以下	一三、七〇〇円以下	一〇、六〇〇円以下	五、八三〇円以下	平日	二三、八〇〇円以下	二一八、〇〇〇円以下	一一三、二〇〇円以下	八七、二〇〇円以下	四七、八〇〇円以下	平日	一一、九〇〇円以下	一〇九、〇〇〇円以下	五六、六〇〇円以下	四三、六〇〇円以下
三、二五〇円以下	二、四四〇円以下	二、〇五〇円以下	一三、六〇〇円以下	六、〇一〇円以下	五、四六〇円以下	四、一〇〇円以下	四、八八〇円以下	三二、五〇〇円以下	一四、三〇〇円以下	一三、〇〇〇円以下	九、七六〇円以下	六、六四〇円以下	六八、八〇〇円以下	三五、八〇〇円以下	二七、四〇〇円以下	一三、三〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	三、三二〇円以下	三四、四〇〇円以下	一七、九〇〇円以下	一三、七〇〇円以下	六、六五〇円以下	日曜日・土曜日・休日	三一、〇〇〇円以下	二八三、四〇〇円以下	一四七、〇〇〇円以下	一一三、二〇〇円以下	六二、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一五、五〇〇円以下	一四一、七〇〇円以下	七三、五〇〇円以下	五六、六〇〇円以下

	小練習室 A	中練習室	大練習室	小稽古場三	小稽古場二	小稽古場一	中稽古場二
午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間
	四六〇円以下 四二〇円以下 二、八〇〇円以下 一、二三〇円以下 一、一二〇円以下 八四〇円以下	九二〇円以下 六、一三〇円以下 二、七〇〇円以下 二、四五〇円以下 一、八四〇円以下	四、三四〇円以下 二八、九〇〇円以下 一一、七〇〇円以下 一一、五〇〇円以下 八、六九〇円以下	三八〇円以下 二、五九〇円以下 一、一三〇円以下 一、〇三〇円以下 七七〇円以下	三六〇円以下 二、三九〇円以下 一、〇五〇円以下 九五〇円以下 七二〇円以下	二九〇円以下 一、九八〇円以下 八七〇円以下 七九〇円以下 五九〇円以下	一、二二〇円以下 八、一三〇円以下 三、五八〇円以下

大ホール第 四楽屋	大ホール第 三楽屋	大ホール第 二楽屋	大ホール第 一楽屋	小練習室 D	小練習室 C	小練習室 B
午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午後 夜間 一日 超過一時間
二、五二〇円以下 二、五二〇円以下 二、五二〇円以下 六、三〇〇円以下 一、二六〇円以下	一、七〇〇円以下 一、七〇〇円以下 一、七〇〇円以下 四、二六〇円以下 八五〇円以下	一、八〇〇円以下 一、八〇〇円以下 一、八〇〇円以下 四、五二〇円以下 九〇〇円以下	一、七六〇円以下 一、七六〇円以下 一、七六〇円以下 四、四二〇円以下 八八〇円以下	一、二三〇円以下 一八〇円以下 五四〇円以下 四九〇円以下 三七〇円以下	五二〇円以下 七〇〇円以下 七七〇円以下 一、七六〇円以下 二六〇円以下	六一〇円以下 六七〇円以下 一、五三〇円以下 二三〇円以下

三楽屋 小ホール第				二楽屋 小ホール第				一楽屋 小ホール第				八楽屋 大ホール第				七楽屋 大ホール第				六楽屋 大ホール第				五楽屋 大ホール第										
一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前						
四、三八〇円以下	一、七五〇円以下	一、七五〇円以下	一、七五〇円以下	三八〇円以下	一、九一〇円以下	七六〇円以下	七六〇円以下	七六〇円以下	九〇〇円以下	四、五二〇円以下	一、八〇〇円以下	一、八〇〇円以下	一、八〇〇円以下	六六〇円以下	三、三三〇円以下	一、三三〇円以下	一、三三〇円以下	一、三三〇円以下	一、三三〇円以下	一、〇四〇円以下	五、二一〇円以下	二、〇八〇円以下	二、〇八〇円以下	二、〇八〇円以下	九五〇円以下	四、七五〇円以下	一、九〇〇円以下	一、九〇〇円以下	一、九〇〇円以下	四四〇円以下	二、二四〇円以下	八九〇円以下	八九〇円以下	八九〇円以下

第七樂屋 音樂ホール	夜間 午後 午前	七三〇円以下 七三〇円以下 七三〇円以下	第六樂屋 音樂ホール	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	四二〇円以下 二、一五〇円以下 八五〇円以下 八五〇円以下 八五〇円以下	第五樂屋 音樂ホール	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	五二〇円以下 二、六一〇円以下 一、〇四〇円以下 一、〇四〇円以下 一、〇四〇円以下	第四樂屋 音樂ホール	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	八二〇円以下 四、一三〇円以下 一、六五〇円以下 一、六五〇円以下 一、六五〇円以下	第三樂屋 音樂ホール	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	五八〇円以下 二、九四〇円以下 一、一七〇円以下 一、一七〇円以下 一、一七〇円以下	第二樂屋 音樂ホール	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	一、二二〇円以下 六、一三〇円以下 二、四五〇円以下 二、四五〇円以下 二、四五〇円以下	第一樂屋 音樂ホール	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	一、三三〇円以下 六、六六〇円以下 二、六六〇円以下 二、六六〇円以下 二、六六〇円以下		超過一時間	八七〇円以下
---------------	----------------	----------------------------	---------------	-------------------------------	--	---------------	-------------------------------	--	---------------	-------------------------------	--	---------------	-------------------------------	--	---------------	-------------------------------	--	---------------	-------------------------------	--	--	-------	--------

		一日 超過一時間	一、八四〇円以下 三六〇円以下
駐車場（一 台）		一時間以上二時間未満の場合は、三六〇円以下（一 時間まで増すごとに三六〇円以下を加える。）	
附属設備		規則で定める額以下	

（埼玉県長瀬射撃場条例の一部改正）

第二十条 埼玉県長瀬射撃場条例（平成六年埼玉県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	区分	利用料金	
		基本料金	超過料金
小口径ライフル射撃場	学生	一、〇七〇円以上 一、六〇〇円以下	一人につき 二六〇円以上 四〇〇円以下
	一般	二、一四〇円以上 三、二〇〇円以下	一人につき 一、七二〇円以上 二、五六〇円以下
大口径ライフル射撃場	学生 及び 生徒	五三〇円以上 八〇〇円以下	一人につき 一三〇円以上 一九〇円以下
	一般	三、二〇〇円以上 四、八一〇円以下	一人につき 八〇〇円以上 一、二〇〇円以下
空気銃射撃場	学生 及び 生徒	四三〇円以上 六四〇円以下	一人につき 一一〇円以上 一六〇円以下
	一般	一、〇七〇円以上 一、六〇〇円以下	一人につき 二六〇円以上 四〇〇円以下

（埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター条例の一部改正）

第二十一条 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター条例（平成六年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表展示室の項中「八二〇円」を「八四〇円」に改め、同表講義室の項中「七二〇円」を「七三〇円」に、「九三〇円」を「九四〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四七〇円」に改める。

（埼玉県種苗センター条例の一部改正）

第二十二條 埼玉県種苗センター条例（平成六年埼玉県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設 の 名称	種苗の区分	単位	期間	利用料金	
				基本料金	超過料金
培養室	組織培養苗	株 三十	育苗用 培地に 植付け をした 日から 起算し て六十 日以内	一 受託するトレイ の数が、百トレイ 未満のとき。 八三〇円以下	一〇円以下
				二 受託するトレイ の数が、百トレイ 以上のとき。 七八〇円以下	
実生苗	成型苗	トレイ	育種を した日 から起 算して 四日を 超え十 日以内	一 受託するトレイ の数が、百トレイ 未満のとき。 一、三六〇円以下 二 受託するトレイ の数が、百トレイ 以上のとき。 一、二五〇円以下	八〇円以下
				二 受託するトレイ の数が、百トレイ 以上のとき。 三二〇円以下	五円以下
育成ハ ウス	ポット苗	一ポット	三十日 から起 算して	三二〇円以下	五円以下

接ぎ木苗					箱苗				
なす及び トマト			きゅうり		園芸 作物			水稻	
一本					一箱				
は種を した日 から起 算して 七十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 七十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 十日以 内	は種を した日 から起 算して 十日以 内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内
二〇〇円以下			一四〇円以下		一、七八〇円以下 二 受託する箱の数が、百箱以上のとき。			七三〇円以下	
					八〇円以下				

(埼玉県森林科学館条例の一部改正)

第二十三条 埼玉県森林科学館条例(平成六年埼玉県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表木工工作室の項中「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三六〇円」に、「四、〇五〇円」を「四、一二〇円」に改め、同表第一学習室の項中「二、四二〇円」を「二、四六〇円」に、「三、二二〇円」を「三、二八〇円」に、「五、六四〇円」を「五、七四〇円」に改め、同表第二学

習室の項中「八七〇円」を「八八〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「二、〇二〇円」を「二、〇五〇円」に改める。

(さいたま文学館条例の一部改正)

第二十四条 さいたま文学館条例(平成九年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

区分	利用料金	
	個人	団体(二十人以上の場合に限る。)
一般	二六〇円以下	一人につき 一五〇円以下
学生・生徒	一三〇円以下	一人につき 七〇円以下

別表第二号の表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用料金		
	午前九時から午後零時三十分まで	午後一時から午後五時まで	午後五時三十分から午後九時まで
ホール	六、四六〇円以下	七、三九〇円以下	六、四六〇円以下
講座室一	一、七一〇円以下	一、九八〇円以下	一、七一〇円以下
講座室二	一、三二〇円以下	一、五八〇円以下	一、三二〇円以下
研修室一	七九〇円以下	九二〇円以下	七九〇円以下
研修室二	一、四五〇円以下	一、五八〇円以下	一、四五〇円以下
研修室三(和室)	一、〇五〇円以下	一、三二〇円以下	一、〇五〇円以下
駐車場(一台)	三十分につき		一〇〇円以下
附属設備	知事が別に定める額以下		

(さいたまスーパーアリーナ条例の一部改正)

第二十五条 さいたまスーパーアリーナ条例(平成十一年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用料金	
	基本料金	県民
スタジアム	平日	日曜日・土曜日・休日
	一般利用	県民利用
	二、四九八、〇〇〇円以下	三、九六〇、〇〇〇円以下
	一、四九八、〇〇〇円以下	四、三五六、〇〇〇円以下
	三九六、〇〇〇円以下	二、六四八、〇〇〇円以下
	県民利用	四三六、〇〇〇円以下

ロッカー室〇〇一	コミュニティアリーナ				ホール				メインアリーナ							
	料金 超過		料金 基本		料金 超過		料金 基本		料金 超過		料金 基本		料金 超過	料金 超過		
	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用		
二六、〇〇〇円以下	二九七、〇〇〇円以下	一〇三、〇〇〇円以下	二、九七〇、〇〇〇円以下	一、〇二三、〇〇〇円以下	平日	二五八、〇〇〇円以下	八八、〇〇〇円以下	二、五七四、〇〇〇円以下	八八〇、〇〇〇円以下	平日	七五三、〇〇〇円以下	二五七、〇〇〇円以下	七、五二四、〇〇〇円以下	二、五六三、〇〇〇円以下	平日	一、一五一、〇〇〇円以下
	三三七、〇〇〇円以下	一一四、〇〇〇円以下	三、二六七、〇〇〇円以下	一、一二六、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	二八四、〇〇〇円以下	九七、〇〇〇円以下	二、八三二、〇〇〇円以下	九六八、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	八二九、〇〇〇円以下	二八三、〇〇〇円以下	八、二七七、〇〇〇円以下	二、八二〇、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一、二六五、〇〇〇円以下

観覧室三二二	同	三三、〇〇〇円以下
観覧室三二一	同	三三、〇〇〇円以下
特別観覧室三二〇	同	五〇、〇〇〇円以下
特別観覧室三一〇	同	八三、〇〇〇円以下
控室三〇一	同	九、〇〇〇円以下
控室二〇二	同	一三、〇〇〇円以下
控室二〇一	同	一七、〇〇〇円以下
控室一〇四	同	三三、〇〇〇円以下
控室一〇三	同	三三、〇〇〇円以下
控室一〇二	同	一七、〇〇〇円以下
控室一〇一	同	一七、〇〇〇円以下
控室〇〇一	同	三三、〇〇〇円以下
楽屋一〇六	同	一四、〇〇〇円以下
楽屋一〇五	同	一四、〇〇〇円以下
楽屋一〇四	同	一三、〇〇〇円以下
楽屋一〇三	同	二六、〇〇〇円以下
楽屋一〇二	同	二六、〇〇〇円以下
楽屋一〇一	同	二六、〇〇〇円以下
多目的室一〇六	同	三三、〇〇〇円以下
多目的室一〇五	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇四	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇三	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇二	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇一	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室〇〇三	同	六六、〇〇〇円以下
多目的室〇〇二	同	六六、〇〇〇円以下
多目的室〇〇一	同	六六、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇八	同	五〇、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇七	同	五〇、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇六	同	二六、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇五	同	五〇、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇四	同	五〇、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇三	同	二六、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇二	同	二六、〇〇〇円以下

観覧室三二三	同		三三、〇〇〇円以下
観覧室三二四	同		三三、〇〇〇円以下
観覧室三二一	同		三三、〇〇〇円以下
観覧室三二二	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二三	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二四	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二五	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二六	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二七	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二八	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二九	同		三三、〇〇〇円以下
当日券売場	同		一七、〇〇〇円以下
駐車場	一台	一時間以内七〇〇円以下（一時間を超える場合は、三〇分まで増すことに三五〇円以下を加える。）	
附属設備		規則で定める額以下	

（埼玉県社会福祉総合センター条例の一部改正）

第二十六条 埼玉県社会福祉総合センター条例（平成十二年埼玉県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

名称	使用料			
	午前	午後	夜間	一日
会議施設等の セミナー	四、九七〇円	一〇、一六〇円	一一、六一〇円	二二、六〇〇円
ホール	四、四三〇円	九、〇四〇円	一〇、三一〇円	二〇、一〇〇円
研修室一	一、八〇〇円	三、五四〇円	四、一五〇円	八、一六〇円
研修室二	一、八七〇円	三、六八〇円	四、三二〇円	八、四九〇円
研修室三	一、七六〇円	三、四六〇円	四、〇七〇円	七、九九〇円
準備室一	五五〇円	一、〇八〇円	一、二七〇円	二、五〇〇円
準備室二	五八〇円	一、一五〇円	一、三六〇円	二、六六〇円
多目的実習室	三、七〇〇円	七、三〇〇円	八、五六〇円	一六、八二〇円
会議室一	一、二四〇円	二、四六〇円	二、八八〇円	五、六六〇円
会議室二	二、八二〇円	五、五六〇円	六、五三〇円	一二、八二〇円
会議室三	一、八七〇円	三、六八〇円	四、三二〇円	八、四九〇円
会議室四	一、九〇〇円	三、七六〇円	四、四一〇円	八、六六〇円

別に知事が定める。

(埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部改正)

第二十七条 埼玉県男女共同参画推進センター条例(平成十三年埼玉県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

施設の名称	使用料(円)		
	午前	午後	夜間
セミナー室一	三、三〇〇	五、二八〇	三、九六〇
セミナー室二	三、三〇〇	五、二八〇	三、九六〇
セミナー室三	一、六五〇	二、六四〇	一、九八〇
セミナー室四	一、六五〇	二、六四〇	一、九八〇
視聴覚セミナー室	五、九四〇	九、三五〇	七、〇四〇
和室	二、八六〇	四、五一〇	三、四一〇
準備室一	八八〇	一、四三〇	一、一〇〇
準備室二	八八〇	一、四三〇	一、一〇〇

(埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正)

第二十八条 埼玉県立精神保健福祉センター条例(平成十三年埼玉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二診断書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表身体検査書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表死体検案書(検案料を含む。)の項中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表証明書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改める。

(埼玉県生活科学センター条例の一部改正)

第二十九条 埼玉県生活科学センター条例(平成十四年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

施設の名称	利用料金の上限額		
	午前	午後	夜間
実習室	二、五六〇円	四、一〇〇円	
研修室一	二、一〇〇円	三、三六〇円	二、五二〇円
研修室二	一、〇四〇円	一、六七〇円	一、二五〇円

(埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部改正)

第三十条 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例(平成十四年埼玉県条例第六十五号)

の一部を次のように改正する。

別表第一大人の項中「五一〇円」を「五二〇円」に改め、同表小人の項中「二五〇円」を「二六〇円」に改め、同表会員券による利用の場合の項中「二、〇四〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表特別の展示を行う期間の項中「七二〇円」を「七三〇円」に改める。

別表第二第一号の表中表の部分を次のように改める。

区 分	利用単位	使 用 料	
		県 民	一 般
副調整室の利用がある場 合	一時間	一六、五〇〇円	三三、〇〇〇円
	一日	九九、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円
副調整室の利用がない場 合	一時間	六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
	一日	三六、〇〇〇円	七二、〇〇〇円

別表第二第二号の表中表の部分を次のように改める。

利用単位	使 用 料	
	平 日	日曜日・土曜日・休日
一 時 間	四、四二〇円	五、七二〇円
午 前	八、四七〇円	九、六五〇円
午 後	一五、四〇〇円	一九、九〇〇円
夜 間	一五、四〇〇円	二〇、〇〇〇円
一 日	三五、五〇〇円	四六、一〇〇円

別表第二第三号の表中表の部分を次のように改める。

名 称	使 用 料 (月 額)
インキュベートオフィス七〇一	九一、六〇〇円
インキュベートオフィス七〇二	九三、〇〇〇円
インキュベートオフィス七〇三	五七、九〇〇円
インキュベートオフィス七〇四	五〇、五〇〇円
インキュベートオフィス七〇五	四五、二〇〇円
インキュベートオフィス七〇六 (シェアードオフィス)	二三、五〇〇円
インキュベートオフィス八〇一	九一、六〇〇円
インキュベートオフィス八〇二	九三、〇〇〇円
インキュベートオフィス八〇三	五七、九〇〇円
インキュベートオフィス八〇四	五〇、五〇〇円

映像制作研修室	マルチオーデイオ室						リニア編集室			ノンリニア編集室						一 ノンリニア編集室			名称	利用単位等	使 用 料	
	B			A			一週間	一日	一時間	B			A			一週間	一日	一時間				
	一週間	一日	一時間	一週間	一日	一時間				一週間	一日	一時間	一週間	一日	一時間							
三、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	九、五〇〇円	一八六、〇〇〇円	三七、二〇〇円	六、二〇〇円	二七九、〇〇〇円	五五、八〇〇円	九、三〇〇円	一二九、〇〇〇円	二五、八〇〇円	四、三〇〇円	二六七、〇〇〇円	五三、四〇〇円	八、九〇〇円	六〇三、〇〇〇円	一二〇、六〇〇円	二〇、一〇〇円	県民	一般		
六、〇〇〇円	五七〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	一二、五〇〇円	五六一、〇〇〇円	一一二、二〇〇円	一八、七〇〇円	二五八、〇〇〇円	五一、六〇〇円	八、六〇〇円	五三四、〇〇〇円	一〇六、八〇〇円	一七、八〇〇円	一、二〇六、〇〇〇円	二四一、二〇〇円	四〇、二〇〇円				

別表第二第四号の表中表の部分を次のように改める。

インキュベートオフィス九〇六	四〇、五〇〇円	四五、二〇〇円
インキュベートオフィス九〇五	九一、〇〇〇円	八四、〇〇〇円
インキュベートオフィス九〇四	七一、九〇〇円	七〇、四〇〇円
インキュベートオフィス九〇三	四六、五〇〇円	四六、五〇〇円
インキュベートオフィス九〇二		
インキュベートオフィス九〇一		
インキュベートオフィス八〇六		

	一日	一八、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
会議室	一時間	三〇〇円	六〇〇円
プレゼンテーション室	一時間	一、一〇〇円	二、三〇〇円

別表第二第五号の表中「一六、四〇〇円」を「一六、七〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改める。

(埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第三十一条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二号中「一万八千二百円」を「一万八千四百円」に改め、同条第四号中「八千二百円」を「八千二百円」に改める。

(埼玉県立げんきプラザ条例の一部改正)

第三十二条 埼玉県立げんきプラザ条例(平成十五年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中表の部分を次のように改める。

げんきプラザの名称		施設の名称		利用区分			単位	金額(円)
第二研修室	第一研修室	宿泊室	一般又は学生 生徒又はこれに 準ずる者	一般又は学生	一人一泊	八三〇		
				生徒又はこれに 準ずる者	一人一泊	五二〇		
				義務教育終了前 の者	一人一泊	三〇〇		
				一般又は学生	一人一泊	三〇〇		
				生徒又はこれに 準ずる者	一人一泊	二〇〇		
				義務教育終了前 の者	一人一泊	一〇〇		
第二研修室	第一研修室	キャンプ用 テント	義務教育終了前 の者	一日		三、一三〇		
				午前		一、〇三〇		
				午後		一、三五〇		
				夜間		一、〇三〇		
				午前		一、三五〇		
				午後		一、三七〇		
第二研修室				夜間		一、三五〇		
				午後		一、三七〇		

埼玉県立長瀬げんき
プラザ

第二研修室				第一研修室				宿泊室			面) 体育館(半)			面) 体育館(全)			美術工芸室			音楽室				和風研修室									
一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日				
								一人一泊		一人一泊		一人一泊																					
一、五六〇	五二〇	七三〇	五二〇	三、三五〇	一、一五〇	一、四六〇	一、一五〇	三〇〇		五二〇		八三〇	二、三五〇	七八〇	一、〇三〇	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	一、八八〇	六二〇	八三〇	六二〇	三、三五〇	一、一五〇	一、四六〇	一、一五〇	一、二五〇	四一〇	五二〇	四一〇	四、〇八〇

埼玉県立加須げんき
プラザ

宿泊室			ト	テニスコ―				面) 体育館 (半)				面) 体育館 (全)				音楽室				和室研修室				美術工芸室				第四研修室				第三研修室			
義務教育終了前	準ずる者	一般又は学生 生徒又はこれに		一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前				
一人一泊	一人一泊	一人一泊	間 一面一時																																
三〇〇	五二〇	八三〇	三〇〇	二、三五〇	七八〇	一、〇三〇	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	三、一三〇	一、〇三〇	一、三五〇	一、〇三〇	二、三〇〇	七三〇	一、〇三〇	七三〇	二、五〇〇	八三〇	一、一五〇	八三〇	一、二五〇	四一〇	五二〇	四一〇	一、二五〇	四一〇	五二〇	四一〇				

埼玉県立神川げんき プラザ										埼玉県立小川げんき プラザ																										
研修室				キャンプ用 テント			宿泊室			集会室				研修室				バンガロー			キャンプ用 テント															
午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一人一泊	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一人一泊	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一人一泊	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一人一泊
					一人一泊		一人一泊		一人一泊																一人一泊		一人一泊		一人一泊		一人一泊		一人一泊			
八三〇	一、二五〇	四一〇	五二〇	四一〇	一〇〇		二〇〇		三〇〇		三〇〇		五二〇		八三〇		四、二八〇	一、四六〇	一、八八〇	一、四六〇	二、三〇〇	七三〇	一、〇三〇	七三〇	二〇〇		三〇〇		四一〇		一〇〇		二〇〇		三〇〇	

												埼玉県立名栗げんき プラザ																							
集会室				バンガロー				キャンプ用 テント				宿泊室				ト テニスコ ー		面) 体育館(半				面) 体育館(全				講堂									
一般又は学生	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後					
一人一泊					一人一泊		一人一泊		一人一泊		一人一泊		一人一泊		一人一泊		一人一泊		一人一泊	間 一面一時															
八三〇	二、三〇〇	七三〇	一、〇三〇	七三〇	一〇〇		二〇〇		三〇〇		一〇〇		二〇〇		三〇〇		五二〇		八三〇	三〇〇	二、三五〇	七八〇	一、〇三〇	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	二、五〇〇	八三〇	一、一五〇				

埼玉県立大滝げんき
プラザ

	陶芸室				木工室				大研修室二				大研修室一				小研修室二				小研修室一				キャンプ用 テント			宿泊室				
	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	の者	義務教育終了前 準ずる者	生徒又はこれに 一般又は学生 準ずる者	の者	義務教育終了前 準ずる者	生徒又はこれに 一般又は学生 準ずる者		
																												一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊
	一、五六〇	三、一三〇	一、〇三〇	一、三五〇	一、〇三〇	三、一三〇	一、〇三〇	一、三五〇	一、〇三〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	三、一三〇	一、〇三〇	一、三五〇	一、〇三〇	三、一三〇	一、〇三〇	一、三五〇	一、〇三〇							

		面) 体育館(半)			面) 体育館(全)		
一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	
二、三五〇	七八〇	一、〇三〇	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	

別表第二中「七二〇」を「七三〇」に、「三六〇」を「三七〇」に改める。

(さいたま緑の森博物館条例の一部改正)

第三十三条 さいたま緑の森博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「八二〇円」を「八四〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に改める。

(埼玉県立歴史と民俗の博物館条例の一部改正)

第三十四条 埼玉県立歴史と民俗の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

別表第三中「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

(埼玉県立史跡の博物館条例の一部改正)

第三十五条 埼玉県立史跡の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

(埼玉県立自然と川の博物館条例の一部改正)

第三十六条 埼玉県立自然と川の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「六三〇円」を「六四〇円」に、「八〇〇円」を「八一〇円」に改める。

別表第三中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

別表第四第二号の表中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

(埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の一部改正)

第三十七条 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例(平成二十二年埼玉県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一四、九〇〇」を「一五、一〇〇」に、「一六、五〇〇」を「一六、八〇〇」に、「六、四〇〇」を「六、五〇〇」に、「一一、七〇〇」を「一一、九〇〇」に、「一七、四〇〇」を「一七、七〇〇」に、「一九、四〇〇」を「一九、七〇〇」に、「八、〇〇〇」を「八、一〇〇」に、「九、三〇〇」を「九、四〇〇」に改め、同表の備考第五号中「一六、五〇〇円、一九、四〇〇円、九、三〇〇円」を「一六、八〇〇円、一九、七〇〇円、九、四〇〇円」に改め、別表第二号の表中「九七、五一〇」を「九九、三〇〇」に、「一五八、五六〇」を「一六一、四〇〇」に、「一九、八二〇」を「二〇、一〇〇」に、「二〇〇、八五〇」を「二〇四、五〇〇」に、「五〇、二二〇」を「五一、一〇〇」に改め、別表第三号の表中「一五、四〇〇」を「一五、六〇〇」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後最初に到来する第四条の規定による改正後の埼玉県工業用水料金徴収条例第三条第一項第一号の検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

4 第四条の規定による改正後の埼玉県水道用水料金徴収条例第三条の規定は、施行日以後に供給する水道用水の料金の額について適用し、施行日前に供給した水道用水の料金の額については、なお従前の例による。

5 第三十条の規定による改正後の埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例別表第二第三号及び第五号の規定は、施行日以後の利用であって平成三十一年四月一日以後に許可を受けたものに係る使用料(施行日前に発した納入通知書により領収する

ものを除く。)の額について適用し、施行日以後の利用であつて平成三十一年四月一日以後に許可を受けたものに係る使用料(施行日前に発した納入通知書により領収するものに限る。)及び平成三十一年四月一日前に許可を受けた利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。